

## 基本方針

### [まえがき]

これは、日本キリスト教海外医療協力会の目的と事業についての基本的な考えと方針を定めたものである。

本会の事業や運営については、従来、社団法人日本キリスト教海外医療協力会<sup>1</sup>の定款によってきたが、これに規定されていない事項や、定款のかたちで定めにくい事柄もあるため、1974年に「日本キリスト教海外医療協力会 基本方針と実施要綱」を制定した。2003年には「基本方針」と「実施要綱」にそれぞれ分離し、改訂した。

1960年（昭和35年）発足以来、幾多の困難や試行錯誤などを伴った今日に至るまでの経験、1971年の第1回海外保健医療協力者会議（通称バンコク会議）、1982年の基本方針審議会の答申及び1983年の第2回海外保健医療協力者会議をはじめ多くの祈りと真剣な論議から生み出されたものである。

内にいだかれている信仰や理念は言葉や文字に表現しようとしてもなかなか完璧を期しえない。したがって、この文書は決して改訂を許さない最終的なものではない。それゆえ、この「基本方針」は、本会の事業を遂行するにあたって、聖書と聖霊の導きを受けつつ、死文としてではなく生きた基準として活用されることが望まれる。

なお、この改訂本文は1974年4月制定の「日本キリスト教海外医療協力会 事業および運営に関する基本方針と実施要綱」を土台にし、その後の歴史を踏まえて、一部の改訂と増補をすることにより生まれたものである。今回の改訂は2012年の第5回海外保健医療協力者会議を踏まえて行われた。

### [第1章 設立の経緯]

本会は1958年（昭和33年）12月香港において開催された東アジア・キリスト者医療従事者会議に日本キリスト者医科連盟を代表して参加した人々から、東南アジアの医療従事者を留学生として、日本に迎える用意のあることが表明されたことに端を発した。その後海外から医師の派遣や留学生受入れの要請が続いた。

これに対し関係者は、わが国が隣国の同胞に対して犯した戦争の責任を痛感すると共に、近代日本の歩みのうち軍国主義的侵略主義が神の御前に誤りであったとの反省に立ち、自らの罪を悔い改める心をもって、アジアの同胞からの要請を神からの呼びかけとして受けとめた。そして、キリストにあって罪赦され新しく造られた者の業として、また、アジアの諸教会と協力して世界宣教の一端を担うという使命感をもって日本キリスト教海外医療協力会 JAPAN OVERSEAS CHRISTIAN MEDICAL COOPERATIVE SERVICE（略称 JOCS）<sup>2</sup>が、1960年（昭和35年）3月設立されたのである。

また、本会は日本キリスト者医科連盟を母体として生まれたものであり、その精神を本会の活動や運営に生かすよう努力してきた。

したがって本会はキリスト教団体としての性格を明確に表明している。しかし同時に、

---

<sup>1</sup> 2011年4月1日より公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会

この事業が一般性を持ち、広い層からの協力を必要とするところから、キリスト者のみによって行われるのではなく、本会の目的趣旨に賛意を表して協力するすべての人々の参加を貴重なものと考え、歩みを続けてきた。

## [第2章 ビジョン]

すべての人々の健康といのちがまもられる世界。

## [第3章 使命]

イエス・キリストの教えに従い、困難の中にある人々の健康といのちをまもり、人々と苦悩・喜びを分かち合う。

## [第4章 基本方針]

1. 聖書に示された主イエス・キリストの救いにあずかる信仰に立って、その事業を行う。また、すべてのキリスト者の一致を求め、協力してその目的達成に努める。
2. 世界の多様な人々と共に生き、苦悩・喜びを分かち合うことによって、宣教の一端を担う。
3. キリスト者のみならず、本会の目的趣旨に賛意を表して協力する人々に広く参加の途をひらく。また、すべての人の自由と独立を尊重し、人種・国籍・性・宗教・職業・貧富などによって人を差別しない。
4. 現代医学の成果を誠実に用いる。また、肉体的、精神的、霊的、社会的な健康を目指し、その全き癒しは神による救いにあることを信じる。
5. 保健医療を伝道の安易な手段としない。
6. アジア・アフリカなどのより顧みられることの少ない人々の基本的人権である健康に重点をおき、地の塩として開拓者的な役割を担うよう努める。
7. 医療施設における診療活動と、地域住民の衛生思想の向上や自主的な保健医療活動の促進などを含めた総合的な地域保健活動との調和的な発展を重要視し、地域住民の必要に応じてその両面に協力する。
8. 現地の要請に基づき活動を実施すると同時に、現地の人々との協力関係の中でニーズを探り、活動の提案を行い協力事業の展開を行う。
9. 公益性のある事業を持続的に実施するため、財源としては会員の会費及び支援者による寄付を第一義的なものとし、使用済み切手などの事業による収入と法人による寄付や助成金などがこれを補う。また目的趣旨に反する危惧のある資金の供与は受けない。

## [第5章 基本方針の変更]

この「基本方針」は理事会決議により変更することができる。

(1974年4月29日制定)

(1984年4月29日改訂)

(1994年4月29日改訂)

(2003年4月29日改訂)

(2014年6月21日改訂)